

意見書案第6号

生活保護基準の引下げに反対する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

生活保護基準の引下げに反対する意見書

厚生労働省は、平成29年12月8日、生活扶助基準、母子加算及び児童養育加算の引下げを社会保障審議会生活保護基準部会に提示し、同月14日の同部会の報告書を受けて、平成30年10月から生活扶助費を3年間で最大5%引き下げ、母子加算は平均で月額4,000円、児童養育加算の3歳未満児は月額5,000円を引き下げる方針を示し、生活保護費は3年間で国費160億円が削減される見込みとなった。

生活扶助基準の見直しにおいては、生活扶助基準と所得が下位10%に属する一般低所得世帯の消費水準とを対比するが、生活保護の捕捉率は2割程度と言われ、一般低所得世帯には生活保護以下の生活をしている世帯が多数含まれることから、生活扶助基準のほが高くなるのは当然であり、検証方法に問題があると言える。

生活扶助基準は、既に平成25年から段階的に引き下げられ、平成27年には住宅扶助基準及び冬季加算も削減されており、これ以上引き下げられれば、生活保護世帯の厳しい生活を更に追い詰めることになる。

また、生活扶助基準の引下げは、最低賃金、国民健康保険、介護保険、保育料、就学援助など様々な制度に影響を及ぼし、生活保護を受給していない市民全般の生活水準の引下げにもつながるものであり、実際、平成25年に生活扶助基準が引き下げられたときには、就学援助の基準が下がる自治体が続出したほか、年金、医療、介護といったあらゆる社会保障制度が削減されて自己負担が増え、今や市民生活全般が危機に陥っている。

神奈川県弁護士会の会長声明によると、横浜市、川崎市を始めとする都市部の子どもがいる世帯と高齢世帯において生活保護基準の大幅な引下げが見込まれ、貧困の再生産を助長しかねないとされていることから、今求められることは生活保護基準の引下げではなく、一般低所得世帯にも生活保護世帯にも必要な支援を行い、暮らしの底上げを図ることである。

よって、国におかれては、市民の生活を支えるセーフティーネットを痛めつけることとなる生活保護基準の引下げをされないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣